

## 香芝市告示第50号

香芝市指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定等に係る事務処理について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）及び香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(指定納付受託者の指定の申出)

第3条 施行規則第12条の2の12第1項の申出書は、香芝市指定納付受託者指定申出書（第1号様式）とする。

2 市長は、前項の申出書に、施行令第158条第1号及び第2号に掲げる要件に該当することが分かる書類として、次に掲げる書類を添付するよう求めることができるものとする。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 納付事務に係る業務の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書類

(4) 個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 施行規則第12条の2の12第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による申出につき指定をしたときにあつては香芝市指定納付受託者指定通知書（第2号様式）により、指定をしないこととしたときにあつては香芝市指定納付受託者不指定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(指定納付受託者の名称等変更の届出)

第4条 施行規則第12条の2の15第1項の普通地方公共団体の長が定める日は、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地を変更する日から起算して14日前の日とする。

2 施行規則第12条の2の15第1項の届出書は、香芝市指定納付受託者名称等変更届出書（第4号様式）とする。

（指定納付受託者の指定の取消し）

第5条 施行規則第12条の2の18第1項の規定による通知は、香芝市指定納付受託者指定取消通知書（第5号様式）により行うものとする。

（指定公金事務取扱者の指定の申出）

第6条 施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の申出書は、香芝市指定公金事務取扱者指定申出書（第6号様式）とする。

2 市長は、前項の申出書に、施行令第173条第1号及び第2号に規定する要件に該当することが分かる書類として、次に掲げる書類を添付するよう求めることができるものとする。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 公金事務に係る業務の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書類

(4) 個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、同条第3項において準用する同条第1項の規定による申出につき指定をしたときにあつては香芝市指定公金事務取扱者指定通知書（第7号様式）により、指定をしないこととしたときにあつては香芝市指定公金事務取扱者不指定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（指定公金事務取扱者の名称等変更の届出）

第7条 施行規則第12条の2の15第2項において準用する同条第1項の普通地方公共団体の長が定める日は、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地を変更する日から起算して14日前の日とする。

2 施行規則第12条の2の15第2項において準用する同条第1項の届出書は、香芝市指定公金事務取扱者名称等変更届出書（第9号様式）とする。

（指定公金事務取扱者の指定の取消し）

第8条 施行規則第12条の2の18第2項において準用する同条第1項の規定による通知は、香芝市指定公金事務取扱者指定取消通知書（第10号様式）により行うものとする。

(公金事務の一部委託の承認)

第9条 指定公金事務取扱者は、法第243条の2第5項後段の承認を受けようとするときは、香芝市公金事務一部委託承認申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に、第6条第2項各号に掲げる書類を添付するよう求めることができるものとする。この場合において、同項第2号中「指定の申出」とあるのは、「承認の申請」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、香芝市公金事務一部委託承認（不承認）決定通知書（第12号様式）により指定公金事務取扱者に通知するものとする。

(公金事務の再委託の承認)

第10条 指定公金事務取扱者は、法第243条の2第6項後段の承認を受けようとするときは、香芝市公金事務再委託承認申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に、第6条第2項各号に掲げる書類を添付するよう求めることができるものとする。この場合において、同項第2号中「指定の申出」とあるのは、「承認の申請」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、香芝市公金事務再委託承認（不承認）決定通知書（第14号様式）により指定公金事務取扱者に通知するものとする。

(申出書等の様式)

第11条 第3条第1項、第4条第2項、第6条第1項、第7条第2項、第9条第1項及び前条第1項に規定する様式により難しい場合は、当該様式に準じた様式によることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

香芝市指定納付受託者指定申出書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者氏名

地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定を受けたいので、地方自治法施行規則第12条の2の12第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

名 称	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ
住所又は事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ
納付事務を行う歳入等の種類	
担当者氏名及び連絡先	

添付書類

- 法人の登記事項証明書
- 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 納付事務に係る業務の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書類
- 個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市指定納付受託者指定通知書

年 月 日付けの地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定に係る地方自治法施行規則第12条の2の12第1項の規定による申出については、次のとおり指定をいたしましたので、同条第2項の規定により、通知します。

名 称	
住所又は事務所の所在地	
納付事務を行う歳入等の種類	
指定をした日	年 月 日
条 件 (指定の期間等)	

第3号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市指定納付受託者不指定通知書

年 月 日付けの地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定に係る地方自治法施行規則第12条の2の12第1項の規定による申出については、次の理由により指定をしないこととしましたので、同条第2項の規定により、通知します。

指定をしないこととした理由

第4号様式（第4条関係）

香芝市指定納付受託者名称等変更届出書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者氏名

次のとおり変更するので、地方自治法第231条の2の3第3項の規定により、届け出ます。

名 称	変更前	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ
	変更後	
住所又は事務所の 所在地	変更前	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ
	変更後	
変更する日	年 月 日	
担当者氏名 及び連絡先		

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市指定納付受託者指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定については、同法第231条の2の7第1項の規定により次のとおり取り消しましたので、地方自治法施行規則第12条の2の18第1項の規定により、通知します。

1 取消日

2 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第6条関係）

香芝市指定公金事務取扱者指定申出書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者氏名

地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けたいので、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

名 称	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ
住所又は事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ
公金事務の種類	
担当者氏名及び連絡先	

添付書類

- 法人の登記事項証明書
- 指定の申出をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 公金事務に係る業務の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書類
- 個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市指定公金事務取扱者指定通知書

年 月 日付けの地方自治法第243条の2第1項の規定による指定に係る地方自治法施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の申出については、次のとおり指定をいたしましたので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により、通知します。

名 称	
住所又は事務所の所在地	
公金事務の種類	
指定をした日	年 月 日
条 件 (指定の期間等)	

第8号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市指定公金事務取扱者不指定通知書

年 月 日付けの地方自治法第243条の2第1項の規定による指定に係る地方自治法施行規則第12条の2の1第3項において準用する同条第1項の申出については、次の理由により指定をしないこととしましたので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により、通知します。

指定をしないこととした理由

第9号様式（第7条関係）

香芝市指定公金事務取扱者名称等変更届出書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者氏名

次のとおり変更するので、地方自治法第231条の2の3第3項の規定により、届け出ます。

名 称	変更前	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ
	変更後	
住所又は事務所の 所在地	変更前	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ
	変更後	
変更する日	年 月 日	
担当者氏名 及び連絡先		

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市指定公金事務取扱者指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した地方自治法第243条の2第1項の規定による指定については、同法第243条の2の3第1項の規定により次のとおり取り消しましたので、地方自治法施行規則第12条の2の18第2項において準用する同条第1項の規定により、通知します。

1 取消日

2 理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

香芝市公金事務一部委託承認申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 5 項後段の承認を受けたいので、次のとおり申請  
します。

公金事務の一部を 委託する者の名称	
公金事務の一部を 委託する者の住所 又は事務所の所在地	
公 金 事 務 の 種 類	

添付書類

- 法人の登記事項証明書
- 承認の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 公金事務に係る業務の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書類
- 個人情報の保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類

第12号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市公金事務一部委託承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方自治法第243条の2第5項後段の承認については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分	承認 ・ 不承認
理 由 (不承認の場合)	
公金事務の一部を委託する者の名称	
公金事務の一部を委託する者の住所又は事務所の所在地	
公金事務の種類	

第13号様式（第10条関係）

香芝市公金事務再委託承認申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者氏名

地方自治法第243条の2第6項後段の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

公金事務の一部を再委託する者の名称	
公金事務の一部を再委託する者の住所又は事務所の所在地	
公金事務の種類	

添付書類

- 法人の登記事項証明書
- 承認の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 公金事務に係る業務の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書類
- 個人情報の保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

香芝市長



香芝市公金事務再委託承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった地方自治法第243条の2第6項後段の承認については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分	承認 ・ 不承認
理 由 (不承認の場合)	
公金事務の一部を 再委託する者の名称	
公金事務の一部を 再委託する者の住所 又は事務所の所在地	
公金事務の種類	